

企業年金制度における規制緩和等について

平成20年6月
厚生労働省年金局

企業年金制度について、次の規制緩和等を行う方向で検討中。

1. 障害・遺族給付金の基準額の改正（政令・通知改正）（参考1）

確定給付企業年金又は厚生年金基金における障害・遺族給付金の額について、現在は個人ごとに見て障害・遺族給付金の額が老齢給付金の額を上回らない額を基準としているが、各企業年金全体で障害給付金又は遺族給付金の給付総額が老齢給付金の給付総額を上回らない額を基準とする。

2. 企業年金分割の際の資産の按分方法等（省令・通知改正）（参考2）

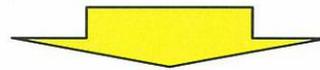
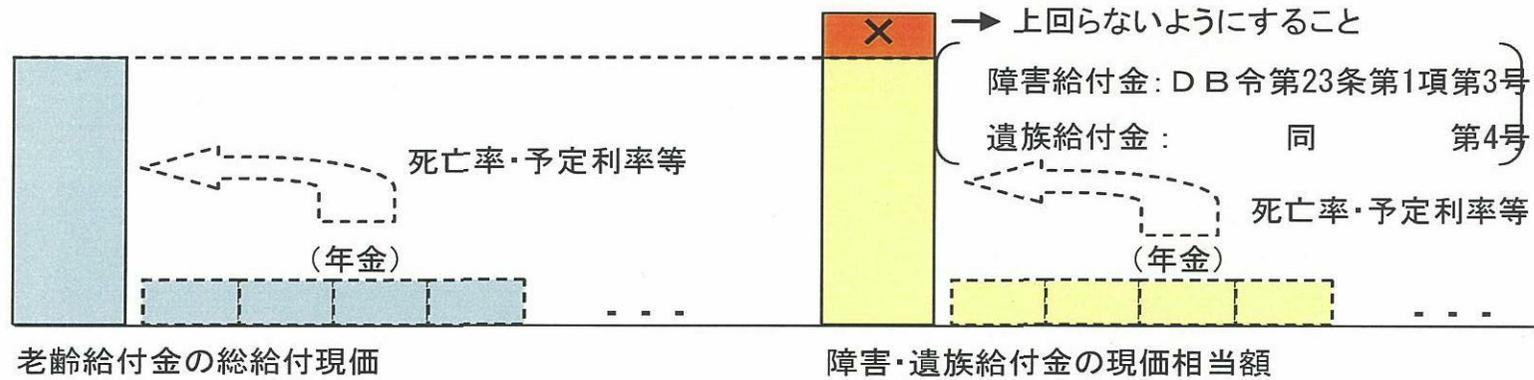
確定給付企業年金又は厚生年金基金において、企業年金を分割する際の資産の按分方法として、継続基準による方法又は非継続基準による方法（全体の債務による按分）のほか、共通給付区分とグループ給付区分がある場合には、給付区分ごとに按分する方法等を定める。

3. 事業所の合併等による基金脱退時の手続きの改正（省令・通知改正）

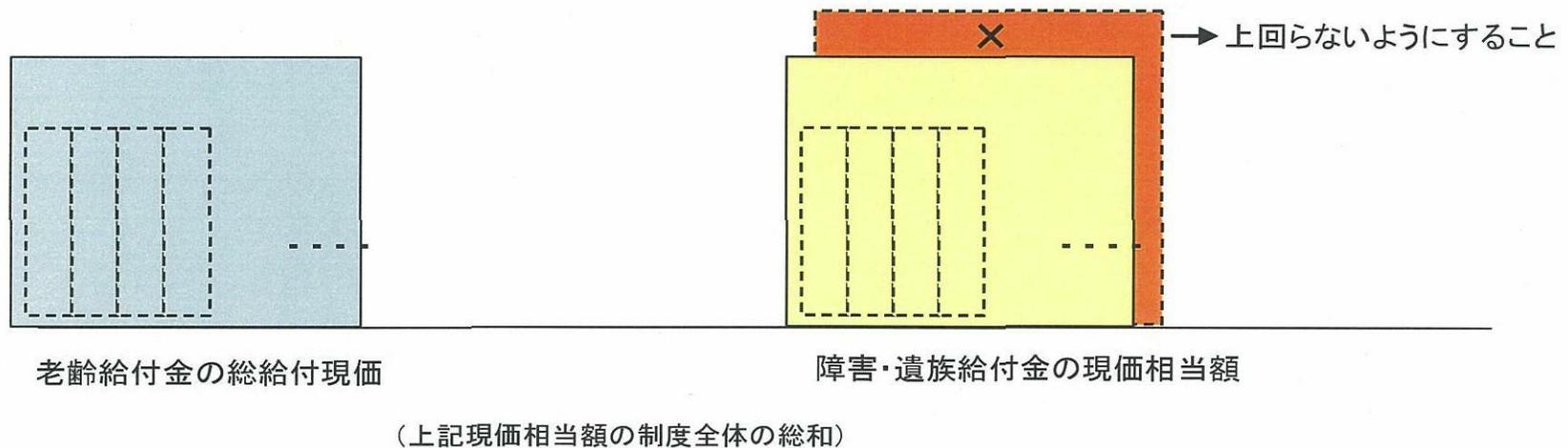
確定給付企業年金又は厚生年金基金の設立事業所が他の事業所との合併等により基金を脱退する場合について当該事業所の脱退に係る規約変更を厚生労働大臣の認可事項とするとともに、当該脱退する事業所の事業主及び労働組合等の同意を得ることとする。

【その他届出事項の拡大、添付書類の簡素化及び給付減額基準の明確化等について、検討中】

【現行の法令の取扱い】 個人単位で老齢給付と障害・遺族給付の給付現価を比較して判断。



【改正案での取扱い】 制度全体の老齢給付と障害・遺族給付の総給付現価を比較して判断。



※ 個人単位では障害・遺族給付の給付現価が老齢給付の給付現価を上回ってもよいこととする。

確定給付型企业年金における財政運営に係る改正案について

1. 資産を給付区分毎に区分して管理する特例

確定給付型企业年金では、労働協約等により労働条件が異なるグループ毎に区分し、グループ区分間で異なる給付設計(給付区分)とすることを認めているが、給付設計が異なる給付区分では予定利率等の基礎率の見込みと実績とのずれ等により発生する剰余・不足の状況が異なるにもかかわらず、債務比で給付区分毎に分配された資産を基に掛金負担をすることとなっており、不公平な取扱いとなっている場合がある。したがって、制度共通の給付区分があり、かつ、その上乘せ給付として給付設計の異なる給付区分がある場合に限定して、制度共通の給付区分以外について当該差異が反映されるよう、資産を給付区分毎に管理することを認める。

【原則的取扱いとの相違点】

- 原則的取扱いでは、100%を積立目標として掛金を拠出する(ただし、基礎率の見込みと実績とのずれ等により、結果として100%を上回る場合もある)が、本特例では、給付区分毎においては100%の積立目標となるものの、一方の給付区分において剰余がある場合には、制度として、100%を超える積立目標において掛金拠出を認めることとなるケースがある。ただし、150%の積立上限がある。
- 一方、解散時は、その時点までの期間に係る給付を加入者等に分配するため、100%までしか一括拠出を認めない。